

1 被災者に対する医療費の窓口免除とは

令和6年能登半島地震の被災者で、半壊等の要件に該当した被災者を対象に、医療費の窓口負担（一部負担金）の免除が実施されている。

期限は現時点で6月末までとされている。

ただし、これまで期限が近づくたびに延長されてきた経緯がある。

2024年1月11日に免除の特例が発出（期限は2024年4月末まで）

- ▶ 2024年3月1日に2024年9月末まで延長
- ▶ 2024年9月26日に2024年12月末まで延長
- ▶ 2024年12月25日に2025年6月末まで延長

（参考資料）厚労省リーフレット「免除証明書の提示により医療機関等での支払いが不要になります」・・・3ページ

2 保険者に対する国からの財政支援

被災者に対する窓口負担免除を行った国民健康保険（以下、国保）と後期高齢者医療広域連合（以下、後期高齢者医療）に対して、国から財政支援が実施されている。財政支援の内容は大きく分けて3段階ある。

		財政支援の内容	要件
①	平時	免除総額の8割	一部負担金等の免除総額が3%以上
②	通常ルールを拡充	免除総額の8～10割	一部負担金等の免除総額が3%以上の場合、免除総額の割合によって変動
③	特例措置	免除総額の10割	要件なし

（参考資料）全国高齢者医療主管課（部）長及び国民健康保険主管課（部）長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議（2025年3月17日）・・・4ページ

令和6年能登半島地震については、以下のように財政支援が行われてきた。なお、厚労省は2025年7～9月末に関しても、②「通常ルールを拡充」した財政支援を行うことを通知している。

2024年1～12月分	③「特例措置」により国が全額を財政支援、
2025年1～6月分	②「通常ルールを拡充」により一部財政支援

3 東日本大震災での東北3県の対応

国保・後期高齢者医療について、東日本大震災では国が免除総額の全額を負担する特例措置の財政支援が2012年9月まで実施された。国の特例措置が終了した後も、宮城県では約2年間、岩手県では約10年間にわたって免除を実施していた。

宮城県	<ul style="list-style-type: none">・2013年3月末で終了・2014年4月より、非課税世帯、大規模半壊以上対象で免除再開・再開した免除は2016年3月末で終了
岩手県	<ul style="list-style-type: none">・2021年3月末で住民税非課税世帯以外は免除終了・2021年12月末で住民税非課税世帯も免除終了
福島県	<ul style="list-style-type: none">・避難区域以外は2012年9月末で終了

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、

医療機関等での支払いが不要になります



令和6年12月25日時点

【医療保険の窓口負担や介護保険の利用料に係る免除証明書交付対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(石川県)

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、石川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**原則として猶予(免除)証明書を提示することにより**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、**支払いが不要となります。**

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱いは**原則として令和6年12月末まで**となります。**令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予(免除)証明書を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

【特例の期間】 **令和7年6月末まで**

上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている猶予(免除)証明書でも、引き続き令和7年6月30日まで、使用することができます。

【留意事項】

- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

＜法令の規定（通常のルール）＞

○ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、**保険者（市町村又は広域連合）の判断により、災害等の特別な事情がある被保険者の一部負担金・保険料を減免**することができます。

○ さらに、その減免に係る財政負担が著しい場合※1には、**国が市町村又は広域連合に対し、特別調整交付金により減免額の8/10を交付**することとされている。

※1：各市町村において、災害による減免額が、一部負担金又は保険料総額の3%以上（後期高齢者医療制度の場合1%以上）であることが要件
 ※2：国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第1項イ及びニ
 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第1号・第3号

保険者（市町村又は広域連合）の判断により、一部負担金・保険料の減免を実施

各市町村における災害による減免額

一部負担金・保険料総額の3%※1未滿 → 一部負担金・保険料総額の3%※1以上

特別調整交付金の交付なし（保険者の財源により負担）

特別調整交付金により、減免額の8/10を交付

対象者の要件

一部負担金

- 主たる生計維持者が死亡した場合
- 主たる生計維持者が障害者となった場合
- 主たる生計維持者の農作物の不作等による収入減少
- 主たる生計維持者の業務の休廃止、失業等による収入減少した場合
- 主たる生計維持者の資産に重大な損害を受けた場合

保険料（税）

- 主たる生計維持者が障害者となった場合
- 主たる生計維持者が行方不明となった場合
- 主たる生計維持者の事業収入が減少した場合
- 主たる生計維持者の住宅・家財が損害を受けた場合

＜特例措置＞

○ 過去の被害の大きい災害（下記）の際には**特例的に減免額の全額を交付する措置**を講じている（特別調整交付金＋災害臨時特例補助金等）。

- 阪神・淡路大震災
- 東日本大震災
- 平成28年熊本地震
- 平成30年7月豪雨
- 令和元年台風第15号又は台風第19号等※3
- 令和2年7月豪雨

○ これらの災害は全て**特定非常災害※4**に指定されている。

※3：令和元年台風第19号が特定非常災害に指定
 ※4：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

国が保険者（市町村又は広域連合）に対し一部負担金の免除を要請

保険者（市町村又は広域連合）の判断により、一部負担金・保険料の減免を実施

各市町村における災害による減免額

財政負担の要件なし → **災害臨時特例補助金及び特別調整交付金により、減免額の全額を交付**

対象者の要件

一部負担金

- 住家の全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をした場合※5
- 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
- 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休業した場合
- 主たる生計維持者が失職し、収入がない場合

保険料（税）

- 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
- 主たる生計維持者の行方が不明となった場合
- 主たる生計維持者の事業収入の減少が見込まれる場合
- 主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた場合
- 主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった場合